2　継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助（法第24条の26第１項第２号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、１月につき所定単位数を算定する。

3　指定障害児相談支援事業者が、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第15条第２項第６号（同条第３項第３号において準用する場合を含む。）、第８号、第９号若しくは第10号から第12号まで（同条第３項第３号において準用する場合を含む。）又は同条第３項第２号に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定しない。

4　指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数は算定しない。

5　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定障害児相談支援を行った場合（注３に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2　利用者負担上限額管理加算　150単位

注　指定障害児相談支援事業者が、指定基準第13条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

○厚生労働省告示第百二十七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）、障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）及び障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月十四日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号の表以外の部分中「障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号）第一号及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）第一号」を「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）第一号及び障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）第一号」に改め、「一単位の単価」の下に「（以下「一単位の単価」という。）」を加え、「児童デイサービス」を「短期入所」に改め、「第三十二条第一項に規定する指定相談支援（以下「指定相談支援」という。）並びに法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援」を「第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）並びに法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）」に、「指定相談支援の事業を行う事業所又は法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設」を「法第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所又は法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所」に改め、同号の表を次のように改める。

地域区分	サービス種類	割合
一級地	就労継続支援	千分の千七十七
	自立訓練	千分の千八十
	就労移行支援	
	居宅介護	千分の千八十一
	重度訪問介護	
	同行援護	
	行動援護	
	短期入所	
	重度障害者等包括支援	
	地域相談支援	
	計画相談支援	
	生活介護	千分の千八十二
	施設入所支援	千分の千八十九
	共同生活援助	千分の千百八
	共同生活介護	千分の千百九
二級地	就労継続支援	千分の千六十四
	自立訓練	千分の千六十六
	就労移行支援	
	居宅介護	千分の千六十八
	重度訪問介護	
	同行援護	
	行動援護	
	短期入所	
	重度障害者等包括支援	
	地域相談支援	
	計画相談支援	
	生活介護	千分の千六十九
	施設入所支援	千分の千七十四
	共同生活援助	千分の千九十
	共同生活介護	千分の千九十一
三級地	就労継続支援	千分の千六十
	自立訓練	千分の千六十二
	就労移行支援	
	居宅介護	千分の千六十三
	重度訪問介護	
	同行援護	
	行動援護	